スポーツ庁

部活動指導員等への研修内容(案)について

部活動指導員の任用にあたっては、学校設置者及び所属することとなる学校において、 任用前に研修を実施することが求められる。

また、任用後も、学校設置者及び学校において、定期的にフォローアップのための研修や相談が行われることが適切であると考えられる。

上記を踏まえ、学校設置者及び学校それぞれが実施する研修においては、以下の事項 について取り扱われることが適当と考えられる。

1. 学校設置者による研修

- ✓ 部活動指導員制度の概要(身分、職務、勤務形態、報酬・費用弁償、災害補償等)
- ✓ 学校教育及び学習指導要領
- ✓ 部活動の意義及び位置付け
- ✓ 服務(校長の監督を受けること、生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等)
- ✓ 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ✓ 顧問や部活動を担当する教諭等との情報共有
- ✓ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ✓ 学校外での活動(大会・練習試合等)の引率
- ✓ 生徒指導に係る対応
- ✓ 事故が発生した場合の現場対応
- ✓ 女子生徒や障害のある生徒などへの配慮
- ✓ 保護者等への対応
- ✓ 部活動の管理運営(会計管理等)

2. 学校による研修

- ✓ 学校、各部の活動の目標や方針(各部の練習時間や休養日の徹底も含む)
- ✓ 学校、各部が抱える課題
- ✓ 学校、各部における用具・施設の点検・管理